

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	特定健診特定保健指導事業の分析業務委託について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◆第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託）

担当部課：健康部健康推進課健診係

事業の概要

事業名	国民健康保険及び特定健診・特定保健指導
担当課	健康部健康推進課
目的	健診等結果データとレセプトデータの突合分析により、新宿区国民健康保険加入者の健康実態を明らかにし、効果的な特定健診特定保健指導事業等を実施するため。
対象者	国民健康保険加入者
事業内容	<p>医療保険者は、平成 20 年度から義務化された特定健診特定保健指導事業について、「健診等結果データ」と「レセプトデータ(診療報酬明細書)」の突合分析により特定健診特定保健指導による予防の効果等の評価を実施することが求められている。現在、「健診等結果データ」は特定健診等データ管理システムにおいて電子化されており、また「レセプトデータ(診療報酬明細書)」については一部が画像レセプト情報管理システム配信データファイルにおいて電子化されている。それらデータを用いた分析を下記のとおり委託により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定健診受診者及び特定保健指導利用者についての疾病の発症予防及び重症化予防等の成果分析(生活習慣病の増減、生活習慣病の有病者・予備群への移行者数の減少、生活習慣病のリスク数の減少等を経年的に分析) 2 特定健診特定保健指導対象者集団についての医療費分析(健診・保健指導を受診した集団と受診しない集団の医療費等の特徴、健診・保健指導結果と医療費等の特徴を経年的に分析) 3 新宿区国民健康保険加入者の疾病分析

別紙(重要な個人情報の提供を伴う業務委託)

◇1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・報告事項

件名 特定健診特定保健指導事業の分析業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	健康推進課	委託先	厚生科学研究循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 各種健診データとレセプトデータ等による保健事業の評価に関する研究班 ＜研究代表者＞横浜市立大学大学院医学研究科情報システム予防医学部門 水嶋 春朔 ＜データ突合・解析担当＞国立保健医療科学院人材育成部 横山徹爾、藤井 仁
登録業務の名称	国民健康保険及び特定健診・特定保健指導		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙および電磁的媒体	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	電磁的媒体
保有している情報項目	別紙1	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	別紙2
委託の理由	レセプトデータ件数が約 5～6 万件と大量に見込まれるため、事務の効率化から外部委託が必要である。また、医療費適正化の観点から分析研究をしている実績のある機関に、特定健診特定保健指導事業における健診等結果データとレセプトデータの突合分析業務を委託することにより、効果的・効率的な事業評価を実施することができる。		
委託内容	画像レセプト情報管理システム配信データと健診等結果データの突合分析を実施する。		
委託の開始時期及び期限	平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する 3 入退室管理システムの整備、記憶媒体利用制限、ファイルサーバーへのアクセスの個人毎の制限等

別紙1 区で保有しているデータ

特定健診等データ管理システム

1 健診結果等データ

健診結果
問診結果
保健指導結果
受診券整理番号
利用券整理番号
特定保健指導区分
国保記号番号
生年月日
性別
整理番号
カナ氏名
漢字氏名
郵便番号
漢字住所
漢字方角
電話番号
住所地特例フラグ
資格証区分
マル学・マル遠区分
資格取得事由
資格取得年月日
資格取得申出日
資格喪失事由
資格喪失年月日
資格喪失届出日
保険証回収日
旧国保記号番号
旧住民番号、
旧記号番号有効日

画像レセプト情報管理システム配信データファイル

1 テキストデータ

1 保険者NO
2 データコード
3 保険者番号
4 医療機関・点数表
5 医療機関・府県
6 医療機関コード
7 診療年月日（和暦）
8 本人家族
9 市町村番号
10 公費負担者（公費1）
11 公費負担者（公費2）

1 2 公費負担者 (公費 3)
1 3 受給者番号 (老健)
1 4 受給者番号 (公費 1)
1 5 受給者番号 (公費 2)
1 6 受給者番号 (公費 3)
1 7 被保険者証記号
1 8 被保険者証番号
1 9 病棟区分
2 0 性別
2 1 生年月日・年号
2 2 生年月日・年
2 3 生年月日・月
2 4 特記 1
2 5 特記 2
2 6 特殊
2 7 割引
2 8 診療科
2 9 診療開始日 (1)
3 0 転帰 (1)
3 1 診療開始日 (2)
3 2 転帰 (2)
3 3 初診回数
3 4 初診点数
3 5 再診回数
3 6 処方箋回数
3 7 医学管理有無
3 8 調基有無
3 9 日数 (保険・老健)
4 0 日数 (公費 1)
4 1 日数 (公費 2)
4 2 日数 (公費 3)
4 3 請求点数 (保険・老健)
4 4 決定点数 (保険・老健)
4 5 請求点数 (公費 1)
4 6 決定点数 (公費 1)
4 7 請求点数 (公費 2)
4 8 決定点数 (公費 2)
4 9 決定点数 (公費 3)
5 0 調剤一部負担金 (保険・老健)
5 1 調剤一部負担金 (公費 1)
5 2 調剤一部負担金 (公費 2)
5 3 調剤一部負担金 (公費 3)
5 4 減免点数

5 5 一部負担金 (老健)
5 6 一部負担金 (公費 1)
5 7 一部負担金 (公費 2)
5 8 一部負担金 (公費 3)
5 9 公費対象金額 (公費 1)
6 0 公費対象金額 (公費 2)
6 1 公費対象金額 (公費 3)
6 2 特殊 (保険・老健)
6 3 特殊 (公 1)
6 4 特殊 (公 2)
6 5 特殊 (公 3)
6 6 入院年月日 (和暦)
6 7 低所得者区分
6 8 食事/回数 (保険・老健)
6 9 食事・生活/請求金額 (保険・老健)
7 0 食事・生活/決定金額 (保険・老健)
7 1 食事・生活/標準負担額 (保険・老健)
7 2 食事/回数 (公費 1)
7 3 食事・生活/請求金額 (公費 1)
7 4 食事・生活/決定金額 (公費 1)
7 5 食事・生活/標準負担額 (公費 1)
7 6 食事/回数 (公費 2)
7 7 食事・生活/請求金額 (公費 2)
7 8 食事・生活/決定金額 (公費 2)
7 9 食事・生活/標準負担額 (公費 2)
8 0 食事/回数 (公費 3)
8 1 食事・生活/決定金額 (公費 3)
8 2 食事・生活/標準負担額 (公費 3)
8 3 給付割合 (決定)
8 4 特定被保険者情報
8 5 都外在住者情報
8 6 個人番号
8 7 被保険者氏名 (カナ)
8 8 被保険者氏名 (漢字)
8 9 生年月日 (和暦)
9 0 高額
9 1 公費負担割合
9 2 保険区分
9 3 入外
9 6 資格不突合フラグ (国保)
1 0 0 エラー情報 (資格喪失事由) (国保)
1 1 3 資格不突合フラグ (老健)
1 1 7 エラー情報 (資格喪失事由) (老健)

2 傷病名データ

1 保険者NO

2 データコード

3 保険者番号

4 市町村番号

5 性別

6 生年月日

7 予備

8 レセ電傷病名コード

9 傷病名称

10 ICD10コード

11 社会保険表章（大分類）コード

12 社会保険表章（中分類）コード

13 社会保険表章（小分類）コード

別紙2 提供するデータ

特定健診等データ管理システム

1 健診結果等データ（平成20～22年度分の各年データ）

健診結果

問診結果

保健指導結果

受診券整理番号

利用券整理番号

特定保健指導区分

整理番号＝住民番号（健診結果等データと画像レセプト情報管理システム配信データファイルを突合する
キー）→暗号化したのち提供する

生年月日→年度末年齢に変換したのち提供する

性別

郵便番号→暗号化したのち提供する

資格取得事由

資格取得年月日

資格喪失事由

資格喪失年月日

旧国保記号番号

旧住民番号

旧記号番号有効日

画像レセプト情報管理システム配信データファイル

1 テキストデータ（平成20～22年度診療分の各月データ、ただし22年度は12月分データまで）

2 データコード（テキストデータと傷病名データを突合するキー）

6 医療機関コード

7 診療年月日（和暦）

8 本人家族

9 市町村番号

10 公費負担者（公費1）

11 公費負担者（公費2）

12 公費負担者（公費3）

13 受給者番号（老健）

14 受給者番号（公費1）

15 受給者番号（公費2）

16 受給者番号（公費3）

20 性別

24 特記1

25 特記2

26 特殊

28 診療科

29 診療開始日（1）

- 30 転帰 (1)
- 31 診療開始日 (2)
- 32 転帰 (2)
- 33 初診回数
- 34 初診点数
- 35 再診回数
- 36 処方箋回数
- 37 医学管理有無
- 38 調基有無
- 39 日数 (保険・老健)
- 40 日数 (公費1)
- 41 日数 (公費2)
- 42 日数 (公費3)
- 44 決定点数 (保険・老健)
- 46 決定点数 (公費1)
- 48 決定点数 (公費2)
- 49 決定点数 (公費3)
- 50 調剤一部負担金 (保険・老健)
- 51 調剤一部負担金 (公費1)
- 52 調剤一部負担金 (公費2)
- 53 調剤一部負担金 (公費3)
- 54 減免点数
- 55 一部負担金 (老健)
- 56 一部負担金 (公費1)
- 57 一部負担金 (公費2)
- 58 一部負担金 (公費3)
- 59 公費対象金額 (公費1)
- 60 公費対象金額 (公費2)
- 61 公費対象金額 (公費3)
- 62 特殊 (保険・老健)
- 63 特殊 (公1)
- 64 特殊 (公2)
- 65 特殊 (公3)
- 66 入院年月日 (和暦)
- 67 低所得者区分
- 70 食事・生活/決定金額 (保険・老健)
- 74 食事・生活/決定金額 (公費1)
- 78 食事・生活/決定金額 (公費2)
- 81 食事・生活/決定金額 (公費3)
- 83 給付割合 (決定)
- 86 個人番号=住民番号 (健診結果等データと画像レセプト情報管理システム配信データファイルを突合するキー) →暗号化したのち提供する
- 89 生年月日 (和暦) →年度末年齢に変換したのち提供する

- 90 高額
- 91 公費負担割合
- 92 保険区分
- 93 入外
- 96 資格不突合フラグ (国保)
- 100 エラー情報 (資格喪失事由) (国保)
- 113 資格不突合フラグ (老健)
- 117 エラー情報 (資格喪失事由) (老健)

2 傷病名データ (平成 20~22 年度診療分の各月データ)

2 データコード (テキストデータと傷病名データを突合するキー)

- 5 性別
- 6 生年月日→年度末年齢に変換したのち提供する**
- 7 予備
- 8 レセ電傷病名コード
- 9 傷病名称
- 10 ICD10 コード
- 11 社会保険表章 (大分類) コード
- 12 社会保険表章 (中分類) コード
- 13 社会保険表章 (小分類) コード

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。